

宇都宮労働基準監督署管内
各労働災害防止等団体の
代 表 者
会員事業場

殿
殿

宇都宮労働基準監督署長メッセージ

(年末年始における労働災害防止の徹底について)

時下、貴職及び会員事業場におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より労働災害防止につきまして、特段の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年7月30日に、6月末現在における休業4日以上労働災害（以下「死傷労働災害」という。新型コロナウイルス疾患を除く。）被災者数が前年同時期より大幅増加かつ平成10年以降で最多という状況を受けて、「労働災害急増に対する緊急要請」を発出し、死傷労働災害の増加要因となっている行動災害（※1）、在来型災害（※2）、未熟練労働者災害、高齢労働者災害等の防止対策（以下「本要請の重点対策」という。）の重点的な取組を要請させていただきました。

その後、当署におきましては、労働災害防止関係の会議、説明会等において、近年における労働災害増加は少子高齢化やこれに伴う人手不足がその背景にあること、このため、本要請の重点対策は今後ますます重要となる対策であることなどを説明し、その取組の重要性や必要性を呼びかけてまいりました。

しかし、11月末現在における死傷労働災害の被災者数は533人と、依然として前年同時期より大幅増加（47人、9.7%増加）かつ平成10年以降で最多という状況が続いています。

年末年始を迎えたこの時期、繁忙期による気持ちの焦り、冷え込みによる体の硬直や路面・床面の凍結、年末年始休み前後における清掃や機械の点検整備等（非常作業）など、労働災害リスクが高まる時期となります。

本年度の年末年始無災害運動（12月1日～1月31日）を機に、労働災害防止等団体の皆様におかれましては本要請の重点対策の展開に御協力いただきたく、また、会員事業場におかれましては経営トップのリーダーシップの下、本要請の重点対策の取組に努めていただきたくお願い申し上げます。

※1「行動災害」とは、転倒災害、無理な動作や動作の反動による腰痛、捻挫等の災害、墜落・転落災害

※2「在来型災害」とは、挟まれ・巻き込まれ災害、建設3大災害、荷役作業災害

令和6年12月2日

宇都宮労働基準監督署長 野澤卓也